

横浜市旭スポーツセンター

指定管理者選定委員会

選定結果報告書

平成 27 年 8 月

1 経緯

横浜市旭スポーツセンターの第3期指定管理者の選定にあたり、横浜市旭スポーツセンター指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、応募者から提出された応募書類の内容審査や公開プレゼンテーションを行いました。

このたび、審査が終了し、指定候補者を選定いたしましたので、ここに選定結果を報告します。

2 選定委員会 委員

委員長	波多腰 克晃	日本体育大学准教授
委員	荒木 要	旭区スポーツ推進委員連絡協議会会長
	葛西 芳恵	税理士
	佐々木 明男	旭区連合自治会町内会連絡協議会会長
	須賀 みよ子	左近山地区青少年指導員連絡協議会会長

3 指定候補者 選定の経過

経過項目	日程
◆第1回選定委員会（傍聴者4名） 1 委員長の選出 2 選定スケジュールについて 3 旭スポーツセンター 第3期指定管理者公募書類の決定	平成27年5月22日（金）
公募書類の配布（ホームページにて公表）	平成27年6月1日（月） ～7月6日（月）
現地見学会兼公募説明会（参加必須） ※申込は、平成27年6月22日（月） 17時まで (申込6団体、8名)	平成27年6月24日（水）
公募に関する質問受付（3団体、24問）	平成27年6月15日（月） ～6月23日（火）
公募に関する質問回答	平成27年6月30日（火）
応募書類の提出（2団体）	平成27年7月7日（火） ・ 8日（水）
◆第2回選定委員会 1 公開プレゼンテーション（傍聴者6名） 2 本審査	平成27年8月7日（金）

◆は選定委員会

4 選定にあたっての考え方

選定委員会では、「横浜市旭スポーツセンター 第3期指定管理者 公募要項」（以下、「公募要項」という。）においてあらかじめ定めた「指定管理者選定の評価基準」に従って、応募者から提出された応募書類を審査し、指定候補者を選定しました。

選定にあたっては、第1次審査として応募書類の内容審査を、第2次審査として応募書類の内容審査及び公開プレゼンテーション（発表及び質疑）を行いました。

なお、評価は、各委員が100点満点で採点した上で、その他特記加点・減点事項の加減

5点をもって評価に加える事ができることとしました。

項目	審査の視点（例）		配点
1 安定的な経営姿勢・運営実施体制について（様式8）			15
(1) 施設の管理運営の基本方針	本市の行政課題及び施策を踏まえた当該施設管理の基本方針について示されているか。		
(2) 基本方針を実施する為の目標及び実施策	基本方針を踏まえた当該施設分野等の目標及び実施策について示されているか。		
(3) 安定的な経営体力と適正な経営情報開示（経営の透明性）	天災等の発生後も安定的な施設の管理運営を行うことが可能な経営体制、経営体力、適正な経営の情報開示（透明性）、類似施設の管理実績について示されているか。		
2 施設の平等・公平な利用の確保（様式9）			5
(1) 公共性・公平性に基づいた利用の確保	誰もが平等・公平に利用できる仕組みづくりと、障害児者や高齢者などへの配慮について示されているか。		
3 コンプライアンス（様式10）			5
(1) 関連法令の遵守体制	指定管理者として要求される個人情報保護、情報公開、行政手続等の法令の遵守体制について示されているか。		
4 施設の効用の最大限発揮（様式11）			25
(1) 利用者本位のサービス提供・利用者の支援	利用者の利便性向上のための新たな取組を実践・実行できる体制について示されているか。貸切、個人の利用者に対しての支援策について示されているか。		
(2) 広報・利用促進活動	実現可能な広報・利用促進策について示されているか。		
(3) スポーツ教室等の計画	スポーツ教室等の事業計画について示されているか。		
(4) 自主事業の計画	具体的な自主事業計画を示しているか。		
(5) 業務履行体制	安全かつ効率的に業務を履行できる体制について示されているか。		
5 管理運営経費（様式12）			15
(1) 効率的な管理運営	コスト管理計画において中長期計画や実施・改善計画について示されているか。		
(2) 事業予算の計画	事業収支計画の根拠資料等が詳細に示されているか。		
(3) 適正な委託・調達・雇用	業務委託内容及び金額、事業者選定方法の計画について示されているか。		
6 施設管理（様式13）			5
(1) メンテナンス及び環境保持・環境配慮	施設の点検・修繕計画及びその予算について示されているか。清掃、外構植栽の管理や地球温暖化対策等について示されているか。		
7 安全管理（様式14）			10
(1) 平常時の体制	安全・安心に利用できる体制について示されているか。また、事業体全体の危機管理体制について示されているか。		
(2) 緊急時の体制	緊急時の体制及び救急体制について示されているか。また、補償体制について示されているか。		
8 地域との協力（様式15）			15
(1) 地域支援	地域におけるスポーツ振興事業の取組について示されているか。		

(2) 地域連携	地域連携に対する取組について示されているか。	
(3) 地域貢献	地域貢献に対する取組について示されているか。	
9 モニタリング（様式 16）		5
(1)自己評価・第三者評価	事業の評価を実行するとともに、P D C Aマネジメント等の事業改善策について示されているか。	
合 計		100

5 応募者の制限の確認

公募要項に定める「応募者の資格」「欠格事項」「応募者の失格」について、該当のないことを確認しました。

【公募要項 16 ページ 9 公募及び選定に関する事項（5）応募条件等について】

ア 応募者の資格

法人その他の団体、または複数の法人等が共同する共同事業体。

イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していること
- (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- (オ) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、本市における入札参加を制限されていること
- (カ) 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること
- (ク) 2 年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合は、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

ケ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

- (ア) オ～クの禁止事項に該当するなど、公募要項に定める手続きを遵守しない場合
- (イ) 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合
- (ウ) 現地見学会及び応募説明会へ参加していない場合

6 応募団体（2団体）

- (1) 公益財団法人横浜市体育協会
- (2) 株式会社ティップネス

7 選定結果

選定委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を指定候補者、次点候補者と決定しました。

順位	団体名
指定候補者	公益財団法人横浜市体育協会
次点候補者	株式会社ティップネス

8 得点

	選定の評価基準	配点	指定候補者	次点候補者
(1)	安定的な経営姿勢・運営実施体制について	15 点	13.4	12.0
(2)	施設の平等・公平な利用の確保について	5 点	3.6	3.6
(3)	コンプライアンスについて	5 点	4.4	3.8
(4)	施設の効用の最大限発揮について	25 点	20.2	19.6
(5)	管理運営経費について	15 点	12.2	11.0
(6)	施設管理について	5 点	4.0	3.2
(7)	安全管理について	10 点	8.6	7.2
(8)	地域との協力について	15 点	13.4	11.2
(9)	モニタリングについて	5 点	4.0	3.6
	特記内容について	-5~5 点	2.2	3.0
平均得点		105 点	86.0	78.2
合計得点		525 点	430	391

9 審査講評

スポーツセンターは地域のスポーツ活動の拠点であり、旭区の地域特性・利用者ニーズを把握し、また、施設の設置目的や横浜市及び旭区が策定する各種計画・方針に基づいた施設運営が必要となる。

いずれの団体も施設を運営する力は十分にあり、指定候補者は現指定管理者としての実績や地域に対する理解が評価され、次点候補者は自主事業の内容や新しい候補者としての魅力が評価された。

審査結果としては、公益財団法人横浜市体育協会を1位とする委員が4名、株式会社ティップネスを1位とする委員が1名となり、前者を指定候補者とした。

(1) 指定候補者（公益財団法人横浜市体育協会）

現指定管理者としてこれまでの実績や経験に基づいた施設運営に安定感が期待できるとともに、職員が地域に出向きニーズを把握する積極性や利用者サービス向上への姿勢

が評価できる。

安全管理については、十分な研修が実施されており、事故発生時の迅速な対応に引き続き取り組んでいただきたい。

今後は、スポーツに関連するメンタル、食事等の総合的な事業にも意欲的に取り組むことで、より魅力的な施設運営を目指していただきたい。

(2) 次点候補者（株式会社ティップネス）

これまでの企業としての実績や運営能力に基づいた提案は、目標設定も高く、自主事業も魅力的であった。

一方、公益性や地域特性への認識や提案内容の実現性、さらには遠方の本部と施設との連携面に不安が残った。

当施設は旭区のスポーツ施設の拠点であるため、地域や関係団体との連携に今一步の工夫が欲しかった。